

## 第 7 期大学分科会の審議事項について（案）

## 1. 社会経済構造の変革を踏まえた大学改革の在り方

急速な少子高齢化の進展、地域間格差の拡大、グローバル化に伴う知の国際競争の激化等が進む一方、産業・就業構造の変化により人材需要や求められる知識・技能が変化・高度化している。

このような中、大学が新たな知と価値を創造・発信することにより、能動的に社会をリードし、未来社会を形づくっていくためには、我が国の将来像を踏まえた大学が果たすべき役割・機能と、それを実現するための大学改革の方向性について検討が必要。

## 【具体の審議項目例】

- ◆ 社会的要請等を踏まえた我が国の将来像に対する大学改革の方向性(大学ビジョン)

## 2. 求められる知識・技能の変化に対応した学修機会の充実

グローバル化や情報化の進展に伴う社会経済構造が変化する中、専門分野の深化とともに、幅広い知識・技能の習得が求められている。

そのためには、単位認定や編入学をはじめ、各教育機関間における流動性の高い接続の仕組みを構築するとともに、社会人等の多様なニーズに応じた学修機会を確保していくことが求められる。

## 【具体の審議項目例】

- ◆ 教育機関相互における単位認定、編入学  
大学以外の教育機関における学習の単位認定及び編入学の在り方、大学から短大・高専・専門学校への転学（編入学）等
- ◆ 社会人等の多様なニーズに応じた学修機会の確保  
社会人等の学修機会を充実するための方策等

## 3. 大学の質保証の充実

近年、「事前規制から事後チェックへ」という考え方の下、届出設置制度の導入など設置認可制度の弾力化や、審査基準の大幅な簡素化・準則化が行われたきた。

その結果、大学の新規参入や組織改編が促進されたものの、一部に課題のある大学の存在が問題になるなど、質保証の観点からの懸念も指摘されている。

また、グローバル化に伴い、国境を越えた教育連携が拡大する中で、質保証の在り方が課題となっている。

このような状況を踏まえ、事前規制である設置基準の明確化とその基準等に基づいて行われる設置認可制度の在り方、事後評価である認証評価制度の在り方など大学の質保証に係る全体的なシステムの改善・充実を図るための方策について検討が必要。

## 【具体の審議項目例】

- ◆ 設置基準等の明確化  
抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点からの設置基準等の見直し（専任教員の専任性、サテライト・キャンパス、大学院大学に関する基準等）
- ◆ 認証評価制度の在り方  
学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目した評価、評価に関する業務の効率化等
- ◆ 質保証に係るシステム間（設置基準、設置認可、認証評価等）の相互の連携の在り方

#### 4. 我が国の大学のグローバル化の促進

世界規模で学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般のグローバル化が加速する中、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある若者の海外留学が可能となる仕組み作りが必要である。

また、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与、外国で学位を取得した学生の円滑な受入れや外国の学生及び教員にとって魅力ある大学環境の整備、我が国の大学の海外における展開なども必要である。

このため、質の保証を伴った国際的な教育連携を充実させるとともに我が国の大学の国際化を推進するための方策について検討が必要。

##### 【具体の審議項目例】

- ◆ グローバル化社会に対応した留学生政策の在り方  
日本人学生の海外留学促進の在り方、外国人留学生の受入れ促進の在り方等
- ◆ 大学のグローバル化の在り方(国際的な教育連携と我が国の大学の国際化の推進)  
海外大学とのジョイント・ディグリー、外国で学位を取得した学生の大学院への円滑な受入、海外キャンパス制度の在り方 等

#### 5. 大学のガバナンスの在り方

グローバル化等の社会経済構造の変化が進む中、大学が社会の要請に応じてその役割・機能を十分に発揮し続けるためには、各大学の自主的・自律的な改革サイクルの確立が必要である。

このため、学長のリーダーシップの確立や学内組織の運営・連携体制の整備等、大学改革を推進するための大学のガバナンスの在り方について検討が必要。

あわせて、大学教育の質的転換を推進するため、学位プログラムに基づく教学マネジメントの在り方について検討が必要。

##### 【具体の審議項目例】

- ◆ 大学改革を推進するための大学のガバナンスの在り方  
学長のリーダーシップの確立、学内組織の運営・連携体制の整備等
- ◆ 学位プログラムに基づく教学マネジメントの在り方

#### 6. 短期大学の機能の充実

知識基盤社会、成熟社会の中で、短期大学は高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしているが、地域や分野によって多様な課題を抱えている。こうした中で、短期大学の機能の充実と振興方策について検討が必要。

##### 【具体の審議項目例】

- ◆ 現状・課題を踏まえた短期大学の機能の充実・再構築

## 7. 大学院教育の在り方

少子高齢化・人口減少やグローバル化等が進行する社会においては、付加価値の高い人材が社会の様々な場で活躍する構造が必要不可欠である。社会人や女性を含めた多様な人材が大学院教育を経て高い専門性を備え適切に処遇される好循環を形成するため、学術分野ごとの現状や課題を適切に捉えつつ、大学院教育の在り方について検討が必要。

### 【具体の審議項目例】

- ◆ 少子高齢化・人口減少を迎える社会における、大学院教育の在り方  
第2次大学院教育振興施策要綱を踏まえた大学院教育の充実方策 等

## 8. 法科大学院教育の改善

現在、政府に設置された法曹養成制度検討会議において、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体の在り方に関する議論が行われているところであり、政府全体の検討の動向を踏まえ、法科大学院の更なる改革に向けた検討を行うことが必要である。

このような状況を踏まえ、法学未修者教育の充実等、法科大学院教育の制度及び教育の一層の充実のための専門的な調査審議を行うことが必要。

### 【具体の審議項目例】

- ◆ 法学未修者教育の充実等、法曹養成の在り方に関する政府全体の検討の動向を踏まえた法科大学院教育の改善

## 第7期中央教育審議会大学分科会について（案）

